

「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」の概要

条例のあらまし

良好な自然環境や生活環境を保全するとともに、災害の発生を防止するため、一定規模以上の埋立てや土砂の堆積などを規制する「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」が2009年10月1日から施行されました。

事業主は、埋立て等の工事を施工する際には、環境の保全や災害発生防止のため必要な措置を講ずるとともに、工事に着手する前に市長の許可が必要となります。

許可が必要な埋立て等とは

次のいずれかの埋立て等をしようとする事業主は、工事に着手する前に市長の許可を受けてください。

- (1) 埋立て等の面積が500㎡以上2,000㎡未満となるもの
- (2) 埋立て等の面積が300㎡以上500㎡未満のもののうち、隣接する土地において、1年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、埋立て等の面積の合計が500㎡以上となるもの
- (3) 盛土及び切土の高さが1m以上となり、かつ、その土砂等の量が500㎡以上となるもの

※1 埋立て等とは、土砂による土地の埋立てもしくは盛土、土砂の堆積又は切土のことをいいます。

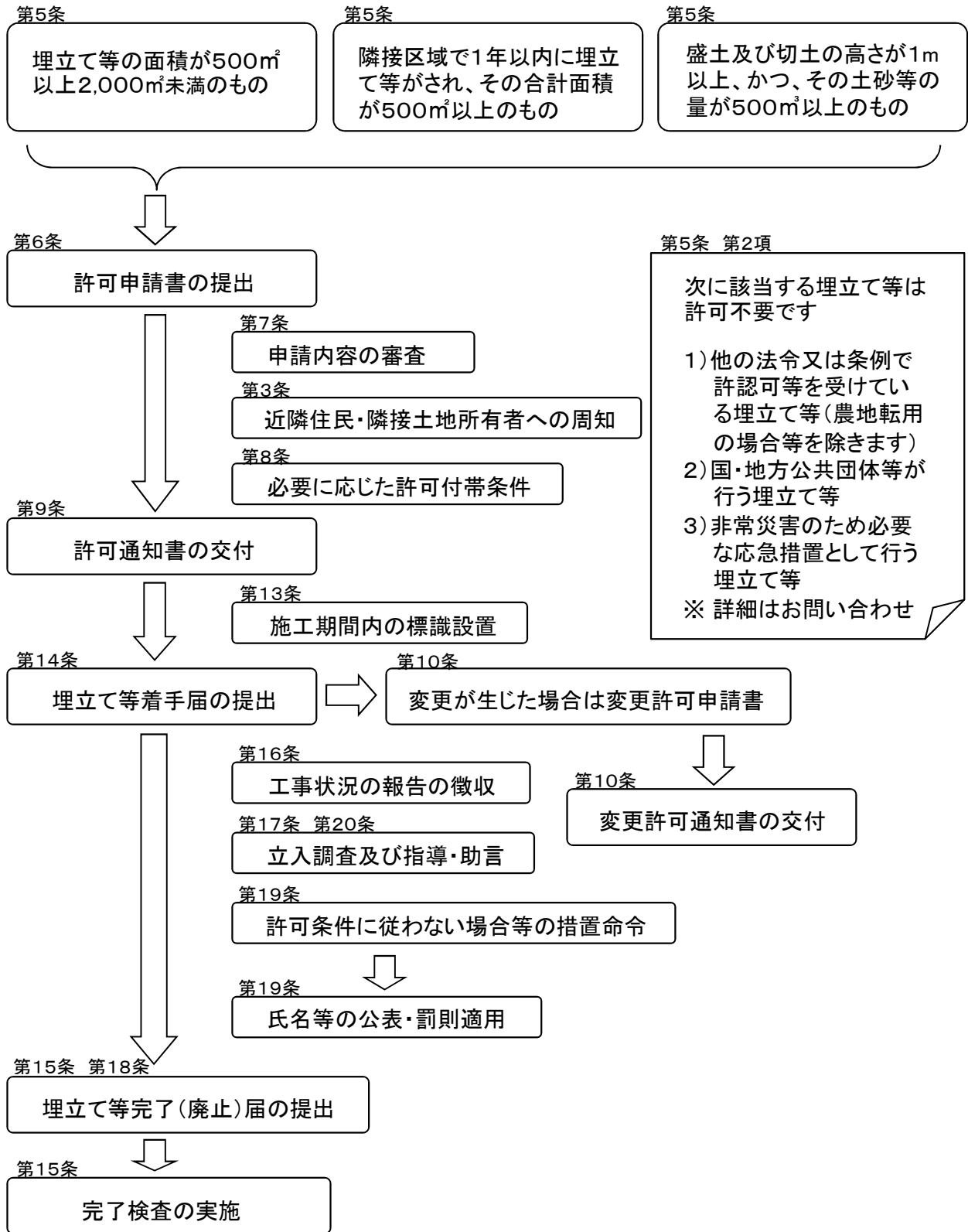
※2 2,000㎡以上の土砂の埋立てや、500㎡以上の土砂の搬出は「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」の手続きが必要となりますので、神奈川県藤沢土木事務所許認可指導課(電話0466-26-2111内線613~614)にお問い合わせください。

主な許可基準

次に掲げる基準に適合していると認められなければ、許可されません。

- (1) 埋立て区域及びその周辺の地域に土砂の流出等による被害が生じないよう、安全上必要な措置が講じられていること
- (2) 埋立て区域及びその周辺の地域における自然環境を保全するために、必要な措置が講じられていること
- (3) 埋立て区域及びその周辺の地域における生活環境を保全するため、汚染された土砂、騒音、振動、粉塵等による環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられていること
- (4) 埋立て等に伴う事故を防止するために必要な措置が講じられていること

条例による手続の主な流れ



お問い合わせ先

藤沢市役所 計画建築部 開発業務課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL0466(50)3538 (直通)